

以下のうち、該当する番号に「○」を付してください。

1. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、取り扱いません。

2. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について、以下の表で「○」を付した種類について取り扱います。・・・注）この種類が許可証に表記されます。

◆ 取り扱う産業廃棄物について、該当欄に○を記入してください。

積替え保管 : あり なし

産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物		水銀含有ばいじん等	
	全て	水銀回収義務の対象を除く。	全て	水銀回収義務の対象を除く。
燃え殻				
汚泥		○		
廃油				
廃酸				
廃アルカリ				
廃プラスチック類		○		
金属くず		○		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		○		
鉱さい				
ばいじん				